「職業実践力育成プログラム」(BP)の認定概要

~商学研究科修士課程中小企業診断士養成プログラム~



大学院商学研究科修士課程中小企業診断士養成プログラムは、文部科学省の「職業実践力育成プログラム」(BP)に2019年12月19日に認定されました。

これは、1.社会人の学び直す選択肢の可視化、2.大学等におけるプログラムの魅力向上、3.企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進するため、大学・大学院・短期大学・高等専門学校におけるプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定するものです。

【事業概要】

本学の中小企業診断士養成プログラムは、経済産業省より中小企業診断士登録養成機関として登録されており、国家資格取得と同時に修士学位の取得を目指すプログラムです。働きながら学べる土日中心の授業展開に加え、実務経験豊かな実務家教員による授業の実施や企業・団体との強力な連携体制を構築しています。中小企業の経営上のパートナーとなり得るコミュニケーション能力豊かな「ネットワーク型中小企業診断士」を育成するため、省令で定められた必須科目の他に、本学でしか学ぶことのできないオリジナル科目(①商学、経済学等の学問的特長と、本学が立地する千葉県の産業特性や特色の立地的特長を相乗的に活かし変化する時代に対応していける中小企業診断士としてのスキルを醸成するための演習科目である複合プログラム②習得した知識を自らのスキルにし、その知識を継続して保持し発展させるためのブラッシュアップタイム)を設置していることも特徴です。